

第 7 0 6 号
平成25年 2月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

| 告 示 | 番号 | 頁数 |
|---------------------------|----|----|
| ・ 放置自転車等の保管について | 3 | 1 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 4 | 2 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 5 | 2 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 6 | 3 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 7 | 3 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 8 | 3 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 9 | 4 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 10 | 4 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 11 | 5 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 12 | 5 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 13 | 5 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 14 | 5 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 15 | 6 |
| ・ 公示送達について | 16 | 6 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 17 | 6 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 18 | 6 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 19 | 7 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 20 | 7 |
| ・ 抑留犬の公示について | 21 | 8 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 22 | 8 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 23 | 8 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 24 | 9 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 25 | 9 |

| | | |
|---------------------------|----|----|
| ・ 放置自転車等の保管について | 26 | 10 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 27 | 10 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 28 | 11 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 29 | 11 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 30 | 11 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 31 | 12 |
| ・ 公示送達について | 32 | 12 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 33 | 12 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 34 | 13 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 35 | 13 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 36 | 13 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 37 | 14 |
| ・ 放置自転車等の保管について | 38 | 14 |

| 公 告 | 番号 | 頁数 |
|--------------------|----|----|
| ・ 一般競争入札について | 1 | 15 |
| ・ 天理市森林整備計画の縦覧について | 2 | 19 |
| ・ 農用地利用集積計画について | 3 | 19 |

| 教育委員会 | 番号 | 頁数 |
|------------------|----|----|
| ・ 定例教育委員会の招集について | 1 | 19 |

| 農業委員会 | 番号 | 頁数 |
|----------------|----|----|
| ・ 農業委員会の招集について | 2 | 19 |

| 公営企業 | 番号 | 頁数 |
|-----------------------------|----|----|
| ・ 一般競争入札について | 1 | 19 |
| ・ 天理市指定給水装置工事事業者の指 定について | 1 | 24 |
| ・ 一般競争入札について | 2 | 24 |

告 示

(平成25年 1月 7日 掲示済)

天理市告示第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 1月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 7日から平成25年 3月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

（平成25年 1月 8日 掲示済）

天理市告示第 4 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 8日から平成25年 3月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成25年 1月 8日 掲示済）

天理市告示第 5 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成25年 1月 8日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町671番地先1 放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 8日から平成25年 3月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成25年 1月 9日 揭示済）

天理市告示第6号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月 9日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市岸田町741番地 松田 清
変更後 代表者 天理市岸田町467番地 平井 史郎
変更年月日 平成25年 1月 1日

（平成25年 1月 9日 揭示済）

天理市告示第7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 9日から平成25年 3月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成25年 1月 9日 揭示済）

天理市告示第8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成25年 1月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町671番地先 1 放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 9日から平成25年 3月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月 9日 揭示済)

天理市告示第 9 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町188番地先 4 放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月 9日から平成25年 3月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月10日 揭示済)

天理市告示第10号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 1月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月10日から平成25年 3月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 1月15日 掲示済)

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年 1月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年 1月15日から平成25年 3月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 1月16日 掲示済)

天理市告示第12号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月16日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町10484番地 上田 隆司

変更後 代表者 天理市福住町10524番地 竹平 滋男

変更年月日 平成25年 1月 6日

(平成25年 1月16日 掲示済)

天理市告示第13号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月16日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町2039番地 前田 寿久

変更後 代表者 天理市福住町6883番地 奥田 宗生

変更年月日 平成25年 1月 6日

(平成25年 1月16日 掲示済)

天理市告示第14号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月16日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市竹之内町159番地 岡井 芳司

変更後 代表者 天理市竹之内町263番地 熊本 繁雄

変更年月日 平成25年 1月 1日

(平成25年 1月16日揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月16日から平成25年 3月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月17日揭示済)

天理市告示第16号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年 1月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年 1月17日揭示済)

天理市告示第17号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、新泉町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月17日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市新泉町474番地16 北田 正廣
変更後 代表者 天理市新泉町323番地 3 下玉 慶幸
変更年月日 平成25年 1月12日

(平成25年 1月18日揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月18日から平成25年 3月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月21日揭示済)

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月21日から平成25年 3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月22日揭示済)

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 1月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月22日から平成24年 3月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 1月23日揭示済)

天理市告示第21号

抑留犬の公示

平成25年 1月23日

狂犬病予防法第6条第8項(第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり公示する。

天理市長 南 佳 策

保護日時 平成25年 1月22日 15:00

保護場所 天理市竹之内町

種類 柴系雑種

性別 雄

年齢 成

毛色 茶

体格 中

その他、特徴 青色首輪 青リード付

犬の所有者は、郡山保健所へ平成25年 1月25日までに返還請求の手続をしてください。

(平成25年 1月23日揭示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月23日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年 1月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年 1月23日から平成25年 3月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 1月24日揭示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月24日から平成25年 3月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成25年 1月25日揭示済）

天理市告示第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月25日から平成25年 3月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成25年 1月25日揭示済）

天理市告示第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 1月25日
- 3 移動対象区域
天理市田町517番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成25年 1月25日から平成25年 3月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

（平成25年 1月28日揭示済）

天理市告示第26号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成25年 1月28日から平成25年 3月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

（平成25年 1月29日揭示済）

天理市告示第27号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成25年 1月29日から平成25年 3月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月29日 掲示済)

天理市告示第28号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月29日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町5 2 9番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月29日から平成25年 3月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月30日 掲示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月30日から平成25年 3月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月31日 掲示済)

天理市告示第30号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、九条町横広自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 1月31日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市九条町6 7 7番地 中西 貴美男
変更後 代表者 天理市九条町7 8 7番地 堀内 佐多夫
変更年月日 平成25年 1月14日

(平成25年 1月31日 掲示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 1月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 1月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 1月31日から平成25年 3月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 1月31日 掲示済)

天理市告示第32号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成 9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年 1月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成25年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 2月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年 2月 1日から平成25年 4月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成25年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2項及び第 3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成25年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年 2月 1日

3 移動対象区域

天理市荒蒔町283番地 2 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年 2月 1日から平成25年 4月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成25年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2項及び第 3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成25年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年 2月 1日

3 移動対象区域

天理市前裁町88番地 2 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年 2月 1日から平成25年 4月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成25年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第 1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2項の規定により告示する。

平成25年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 1月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 2月 1日から平成25年 7月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06 - 4399 - 9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

（平成25年 2月 4日揭示済）

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 2月 4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 2月 4日から平成25年 4月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成25年 2月 5日揭示済）

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2月 5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 2月 5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年 2月 5日から平成25年 4月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

公 告

(平成25年 1月10日掲示済)

天理市公告第 1 号

一般競争入札について

天理市立前栽小学校整備工事基本・実施設計業務委託について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年 1月10日

天理市長 南 佳 策

第 1 委託概要

(1) 委託業務名

天理市立前栽小学校整備工事基本・実施設計業務

(2) 場 所

天理市前栽町

(3) 概 要

- 1. 校舎改築工事(給食調理室を含む。)
 - RC造 4階建 3棟 約9,300㎡
- 2. プール新設
 - RC造(FRP)1施設(水面積)約390㎡
- 3. プール付属棟
 - RC造(一部鉄S造) 約150㎡
- 4. その他施設 約80㎡
- 5. 既設屋内運動場改修工事 1,087㎡
- 6. 運動場整備工事(倉庫等付属施設を含む。)
 - 主運動場 1面
 - 副運動場 1面以上
- 7. 屋外環境施設整備工事
 - 屋外教育施設 必要数
- 8. 仮設工事
 - 工事期間中の学校運営に必要な施設
- 9. 既存校舎解体撤去工事(屋内運動場対象外)
 - 鉄骨造 2階建 校舎 3棟
 - RC造 3階建 校舎 4棟
 - プール 1施設
 - 倉庫等 複数
 - その他工作物等

(4) 委託期間

平成26年 3月31日まで

(5) 予定価格

96,358,500円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格

64,239,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) 前払金

請求不可

(8) 部分払い

平成24年度の部分払いは不可。
基本設計業務の設計図書が完成し検査に合格したときは、平成25年度部分払いとして、基本設計業務相当分を請求することができる。

第 2 競争参加資格

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士事務所登録を行っていること。
- (2) 本市に平成24年度有効な天理市建設工事等入札参加資格審査申請書を提出し、建築設計業務として当該参加資格を有した者で、本店又は委任を受けた支店、営業所等を、奈良県内若しくは大阪府、京都府内に有するものであって、かつ次の(3)から(6)に掲げる条件をすべて満たし、当該業務委託

に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(3) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

次のいずれにも該当しない者であること。

ア．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ．暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ウ．役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

エ．役員等が暴力団員であると認められる者

オ．暴力団及び暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ．役員等がその属する法人等、自己若しくは第三社の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用していると認められる者

キ．役員等が、暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

本競争入札参加資格確認時点及びその後に予定されている本件の入札開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。

本業務委託の仕様書に対する質問を、書面（以下「質問書」という。）により提出したものであること（注．なお質問がない場合でも、質問のない旨を質問書にて必ず提出しなければならない。）。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632 - 8555

天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、指定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。なお、競争入札参加資格確認通知日より以前に提出された入札書は無効となるので注意すること。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、業務委託名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所5階 533会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

| 天理市立前栽小学校整備工事基本・実施設計業務委託 | |
|------------------------------|--|
| 事 項 | 期 間 等 |
| 入札説明書の交付期間 | 平成25年 1月10日（木）から 平成25年 1月25日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。 |
| 申請書の提出期間 仕様書の公開期間 | 平成25年 1月10日（木）から 平成25年 1月25日（金）まで |
| 質問書の提出期限 | 平成25年 1月30日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。 |
| 競争参加資格確認 の結果の通知日 | 平成25年 2月 5日（火） |
| 質問書への回答日 | 平成25年 2月 5日（火） |
| 競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限 | 平成25年 2月12日（火） |
| 競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日 | 平成25年 2月15日（金） |
| 入札書到着期限日 | 平成25年 2月19日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと</u> |
| 開札の日時 | 平成25年 2月20日（水） 午前11時 |
| くじを行う場合の日時 | 平成25年 2月21日（木） 午前11時 |

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年 1月28日 掲示済)

天理市公告第 2 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5 第1項の規定により天理市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5 第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成25年 1月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 縦覧期間
自 平成25年 1月28日（公告年月日）
至 平成25年 2月27日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 2 縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成25年 2月 1日 掲示済)

天理市公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年 1月16日 掲示済)

天教告示第 1 号

平成25年 1月16日午後 2時00分から 1月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 1月10日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成25年 1月28日 掲示済)

天農委告示第 2 号

平成25年 2月 8日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 1月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 3 号 その他
市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

(平成25年 1月10日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 1 号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5 第2項及び第167条の6 第1項の規定により公告する。

平成25年 1月10日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

- 第 1 工事概要
(1) 工事名 150~100mm配水管改良工事

- (2) 工事場所 天理市川原城町・丹波市町地内
- (3) 工事概要 (仮設工事)
- | | |
|-------------|------------|
| 100mm仮設管布設工 | L = 324.5m |
| 75mm仮設管布設工 | L = 3.5m |
| 50mm仮設管布設工 | L = 10.5m |
| 仮設分道分岐工 | 62個所 |
- (本工事)
- | | |
|------------------|------------|
| 150mm G X形鑄鉄管布設工 | L = 117.6m |
| 100mm G X形鑄鉄管布設工 | L = 4.7m |
| 75mm G X形鑄鉄管布設工 | L = 2.9m |
| 100mmポリエチレン管布設工 | L = 199.7m |
| 75mmポリエチレン管布設工 | L = 7.1m |
| 50mmポリエチレン管布設工 | L = 3.4m |
| 本工事分道分岐工 | 67個所 |
- (舗装工事)
- | | |
|------|--------------------|
| 本復旧工 | 1182m ² |
|------|--------------------|
- (4) 工期 平成25年 6月 7日まで
- (5) 予定価格 29,190,000円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。)
設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者) であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果 (審査基準日が、本件入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの) における土木工事の総合評定値を有する者であること。
局が平成24年 8月 1日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成24年度) において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。) により提出した者であること。
局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
ただし、請負代金の金額が2千5百万円未満である場合は、専任を求めないものとする。
一級あるいは二級土木施工管理技士または技術士 (上下水道部門) もしくはそれと同等以上の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- (4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 五星 奈良事務所
所在地 奈良県香芝市狐井634番地32

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局2階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

- 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
 - (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
 - (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要

領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となったとき又は入札開札時に入札参加者が皆無となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

| 150～100mm配水管改良工事 | |
|------------------------------|---|
| 事 項 | 期 間 等 |
| 入札説明書の交付期間 | 平成25年 1月10日（木）から 平成25年 1月17日（木）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。 |
| 申請書の提出期間 仕様書の公開期間 | 平成25年 1月10日（木）から 平成25年 1月17日（木）まで |
| 質問書の提出期限 | 平成25年 1月21日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。 |
| 競争参加資格確認 の結果の通知日 | 平成25年 1月25日（金） |
| 質問書への回答日 | 平成25年 1月25日（金） |
| 競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限 | 平成25年 1月29日（火） |
| 競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日 | 平成25年 2月 1日（金） |
| 入札書到着期限日 | 平成25年 2月 7日（木） 書留郵便にて 日本郵便株式会社 天理支店に必着のこと |
| 開札の日時 | 平成25年 2月 8日（金） 午前10時 |
| くじを行う場合の日時 | 平成25年 2月 8日（金） 午後 3時 |

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年 1月15日 掲示済)

天理市上下水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年 1月10日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年 1月15日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (有) 木本建設

代表者 木本 真一

住 所 奈良県磯城郡川西町結崎1822番地

(平成25年 1月15日 掲示済)

天理市上下水道局公告第2号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年 1月15日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 200~50mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市丹波市町、田井庄町地内
- (3) 工事概要 (仮設配管工事)
 - 40mm仮設管布設工 L = 4.7m
 - 50mm仮設管布設工 L = 28.9m
 - 75mm仮設管布設工 L = 8.4m
 - 100mm仮設管布設工 L = 8.6m
 - 150mm仮設管布設工 L = 596.1m
 - 仮設分道分岐工 15箇所
 - (本工事)
 - 200mmNS形鑄鉄管布設工 L = 604.1m
 - 150mmNS形鑄鉄管布設工 L = 290.4m
 - 100mmNS形鑄鉄管布設工 L = 20.1m
 - 75mmNS形鑄鉄管布設工 L = 12.5m
 - 100mm鋼管布設工 L = 4.5m
 - 100mmポリエチレン管布設工 L = 55.9m
 - 75mmポリエチレン管布設工 L = 17.5m
 - 50mmポリエチレン管布設工 L = 49.9m
 - 50mmHIVP布設工 L = 4.0m
 - 本工事分道分岐工 19箇所
 - (既設管撤去・閉塞工) 1式
 - (舗装工事)
 - 排水性アスファルト工 972.0m²
 - 透水性アスファルト工 1199.0m²
 - 舗装工 906.0m²

(4) 工 期 平成25年10月31日まで

(5) 予 定 価 格 160,635,300円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)

設定有り

第2 競争参加資格

(1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果（審査基準日が、本件入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
局が平成24年8月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成24年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者にあつては、「監理技術者資格証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 新大阪エンジニアリング 奈良事務所
所在地 奈良県葛城市弁之庄324番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
(2) 場 所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着し

なかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 2階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となったとき又は入札開札時に入札参加者が皆無となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

| 200～50mm配水管改良工事 | |
|------------------------------|---|
| 事 項 | 期 間 等 |
| 入札説明書の交付期間 | 平成25年 1月15日（火）から 平成25年 1月22日（火）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。 |
| 申請書の提出期間 仕様書の公開期間 | 平成25年 1月15日（火）から 平成25年 1月22日（火）まで |
| 質問書の提出期限 | 平成25年 1月25日（金） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。 |
| 競争参加資格確認 の結果の通知日 | 平成25年 1月30日（水） |
| 質問書への回答日 | 平成25年 1月30日（水） |
| 競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限 | 平成25年 2月 4日（月） |
| 競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日 | 平成25年 2月 8日（金） |
| 入札書到着期限日 | 平成25年 2月14日（木） 書留郵便にて 日本郵便株式会社 天理支店に必着のこと |
| 開札の日時 | 平成25年 2月15日（金） 午前10時 |
| くじを行う場合の日時 | 平成25年 2月15日（金） 午後 3時 |

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。